

## Japan Tax Newsletter

デロイトトーマツ税理士法人

2020年4月1日号

### 法定実効税率についての最新情報 ～令和2年3月決算を迎えるにあたり確認すべき事項～

#### 1 はじめに

令和2年度税制改正においては、法人の実効税率に影響する税制改正は行われなかったが、令和元年度税制改正（以下「令和元年改正」）においては、法人事業税（以下「事業税」）の税率改正と、特別法人事業税の創設が行われ、令和元年10月1日以後開始事業年度から適用されている。3月決算法人にとっては令和2年4月1日～令和3年3月31日の事業年度が初めての適用となる。トータル税率には影響が無い場合が多いが、最新の税率を用いて法定実効税率を計算する必要がある。

本ニュースレターでは、令和2年3月決算を迎えるにあたり、近年の法定実効税率の推移について確認する。

#### 2 法定実効税率の推移

##### (1) 外形標準課税適用法人

資本金1億円超の外形標準適用法人の法定実効税率は次のような推移となっている。

外形標準課税適用法人	平成30年4月1日 ～令和元年9月30日 開始事業年度		令和元年10月1日 以後開始事業年度		
	標準税率	超過税率	標準税率	超過税率	
法人税等					
A 法人税率	23.20%	23.20%	23.20%	23.20%	A
B 地方法人税率	4.40%	4.40%	10.30%	10.30%	B
C 法人税率×地方法人税率	1.02%	1.02%	2.39%	2.39%	C=A×B
D 法人税率・地方法人税率計	24.22%	24.22%	25.59%	25.59%	D=A+C
住民税					
E 住民税法人税割税率	12.90%	16.30%	7.00%	10.40%	E
F 法人税率×住民税法人税割税率	2.99%	3.78%	1.62%	2.41%	F=A×E
事業税等					
G 事業税所得割税率	0.70%	0.88%	1.00%	1.18%	G
H 地方法人特別税率 or 特別法人事業税率	414.2%	414.2%	260.0%	260.0%	H
I 事業税標準税率×地方法人特別税率 or 特別法人事業税率	2.90%	2.90%	2.60%	2.60%	I=G(標準税率)×H
J 事業税・地方法人特別税 or 特別法人事業税計	3.60%	3.78%	3.60%	3.78%	J=G+I
K 表面税率	30.81%	31.78%	30.81%	31.78%	K=D+F+J
L 分母	103.60%	103.78%	103.60%	103.78%	L=1+J
M 実効税率	29.74%	30.62%	29.74%	30.62%	M=K÷L

(注)

- ・住民税法人税割の超過税率は東京都における税率による。
- ・事業税所得割の超過税率は東京都における800万円超の所得又は軽減税率不適用法人に対する税率による。
- ・令和元年度税制改正により創設された特別法人事業税は、標準税率により計算した法人事業税所得割額を課税標準とするため、事業税所得割の標準税率×特別法人事業税率の算式により法定実効税率を計算する。

##### (2) 外形標準課税不適用法人

資本金1億円以下の外形標準課税不適用法人の法定実効税率は次のような推移となっている。

外形標準課税不適用法人		平成30年4月1日 ～令和元年9月30日 開始事業年度		令和元年10月1日 以後開始事業年度		
		標準税率	超過税率	標準税率	超過税率	
A	法人税等					
	法人税率	23.20%	23.20%	23.20%	23.20%	A
B	地方法人税率	4.40%	4.40%	10.30%	10.30%	B
C	法人税率×地方法人税率	1.02%	1.02%	2.39%	2.39%	C=A×B
D	法人税率・地方法人税率計	24.22%	24.22%	25.59%	25.59%	D=A+C
E	住民税					
	住民税法人税割税率	12.90%	16.30%	7.00%	10.40%	E
F	法人税率×住民税法人税割税率	2.99%	3.78%	1.62%	2.41%	F=A×E
G	事業税等					
	事業税所得割税率	6.70%	7.18%	7.00%	7.48%	G
H	地方法人特別税率 or 特別法人事業税率	43.2%	43.2%	37.0%	37.0%	H
I	事業税標準税率×地方法人特別税率 or 特別法人事業税率	2.89%	2.89%	2.59%	2.59%	I=G(標準税率)×H
J	事業税・地方法人特別税 or 特別法人事業税計	9.59%	10.07%	9.59%	10.07%	J=G+I
K	表面税率	36.81%	38.08%	36.80%	38.07%	K=D+F+J
L	分母	109.59%	110.07%	109.59%	110.07%	L=1+J
M	実効税率	33.59%	34.59%	33.58%	34.59%	M=K÷L

(注)

- ・住民税法人税割の超過税率は東京都における税率による。
- ・事業税所得割の超過税率は東京都における800万円超の所得又は軽減税率不適用法人に対する税率による。
- ・令和元年度税制改正により創設された特別法人事業税は、標準税率により計算した法人事業税所得割額を課税標準とするため、事業税所得割の標準税率×特別法人事業税率の算式により法定実効税率を計算する。

### 3 おわりに

令和元年改正により、事業税の一部が特別法人事業税率とされることとされたが、以上の検討のとおり、法定実効税率への重要な影響はないと考えられる。念のため各都道府県の最新の税率を確認のうえ、計算することが必要である。

なお、税効果会計の適用に当たり会計基準その他における取扱いを検討する必要がある点、ご留意いただきたい。

(東京事務所 大野 久子)

#### 【参考】

[法定実効税率についての最新情報～令和3年3月決算を迎えるに当たり確認すべき事項～](#)

Japan Tax Newsletter: 2021年4月1日号

## 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/nl/japan](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/japan)

## 問い合わせ

### デロイトトーマツ税理士法人

#### 東京事務所

所在地 〒100-8362 東京都千代田区丸の内 3-2-3  
丸の内二重橋ビルディング

Tel 03-6213-3800(代)

#### 大阪事務所

所在地 〒541-0042 大阪府大阪市中央区今橋 4-1-1  
淀屋橋三井ビルディング 5 階

Tel 06-4560-8000(代)

#### 名古屋事務所

所在地 〒450-8503 愛知県名古屋市中村区名駅 1-1-1  
JP タワー名古屋 37 階

Tel 052-565-5533(代)

email [tax.cs@tohatsu.co.jp](mailto:tax.cs@tohatsu.co.jp)

会社概要 [www.deloitte.com/jp/tax](http://www.deloitte.com/jp/tax)

税務サービス [www.deloitte.com/jp/tax-services](http://www.deloitte.com/jp/tax-services)

デロイトトーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイトトーマツ合同会社並びにそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツ コンサルティング合同会社、デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイトトーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に 1 万名以上の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループ Web サイト ([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)) をご覧ください。

Deloitte (デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド("DTTL")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人のひとつまたは複数を指します。DTTL(または"Deloitte Global")ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市(オーストラリア、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む)にてサービスを提供しています。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイトトーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of  
**Deloitte Touche Tohmatsu Limited**

© 2020. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.



IS 669126 / ISO 27001